

5. 9. 25

1726

号数第三二六三號

昭和五年九月二十三日

署理總監 丸山鶴吉

九、一九一〇、三

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官殿

各 府 縣 知 事 殿

京都府知事 柳田正士
香川県知事 堀内正一

小沢製作所、警務争議ニ関スル件

要旨

一 櫻井製作所、職人不足、新機多量を必要とするに迫り、事業停滞ノ必要に迫り、職人解雇ヲ欲ス
 二 職人側は、未納賃金、前時及後時、職人側が止ムヲ得ル限、職人側が止ムヲ得ル限、職人側が止ムヲ得ル限
 三 本署は、職人側が止ムヲ得ル限、職人側が止ムヲ得ル限、職人側が止ムヲ得ル限
 四 職人側は、十九日午後一時頃より本署に集まり、十九日午後一時頃より本署に集まり、十九日午後一時頃より本署に集まり